

公 告

都市計画法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成17年3月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

3・3・132号 向日町上鳥羽線

2 事業地

(1) 収用の部分

平成9年京都府告示第104号及び平成12年京都府告示第79号の事業地のうち、京都市南区久世築山町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

3 事業施工期間

平成9年2月21日から平成20年3月31日まで

4 図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局街路部街路建設課

(建設局街路部街路建設課)